

## 大型連休中における臨時窓口の開設について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる市民のみなさまには心よりお見舞い申し上げます。

現在、緊急事態宣言の発令が全国に拡大され、富山県知事から休業要請が発出されるなど緊迫した状態が続いております。

そこで本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済活動や市民生活にお困りのみなさまのご相談等に迅速にお応えするため、大型連休中において臨時窓口を開設いたします。

### 【臨時窓口の開設日】

4月29日（水・祝）、5月2日（土）～6日（水・振）

の午前10時～午後4時

### 【開設場所、相談内容】

開設場所	相談内容
産業企画課 （本庁舎4階） 電話 20-1311	・セーフティネット保証等の認定申請書の受付 ・制度融資等に関する金融相談全般 ※同期間に、高岡商工会議所で「GW 特別経営相談窓口」を開設
社会福祉課 （本庁舎1階） 電話 20-1368	・生活福祉資金の貸付相談・申込受付（社会福祉協議会） ・生活困窮（住居確保給付金）に関する相談・申請受付 ・生活保護に関する相談・申請受付

※お越しになる際は、できる限りマスクの着用をお願いいたします。

※申請に必要な資料等は、新型コロナウイルス感染症のホームページをご覧ください。

担当：高岡市新型コロナウイルス感染症対策本部

Tel 20-1229（内線 2307）